

改正

平成25年12月6日告示第118号

芳賀町入札事務処理要綱

芳賀町入札事務処理要綱（平成3年芳賀町告示第25号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、芳賀町建設工事等執行規則（平成9年芳賀町規則第16号）に定めるほか、入札事務執行について必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この要綱の適用範囲は、町が発注する建設工事及び建設関連委託業務（以下「工事等」という。）とする。

（指名通知）

第3条 町長は、指名競争入札の方法により、指名業者が決定したときは入札（見積）日時及び場所等を決定し、建設工事等請負の入札について（別記様式第1号）により通知する。

（設計図書の閲覧等）

第4条 単価抜き実施設計書は、工事等を所管する課（以下「工事主管課」という。）において指名業者に閲覧等をさせるものとする。

2 実施設計書は、工事主管課の責任において厳重に保管しなければならない。

3 現場説明を行う場合においては、工事主管課の課長は現場説明に出席し、又は工事等を担当する職員を出席させて、必要な説明を行う。

（予定価格等の決定）

第5条 予定価格及び最低制限価格の決定は、原則として入札の当日に予定価格調書（別記様式第2号）にて行う。ただし、予定価格を事前公表する工事等の場合は、指名通知の前に行う。

（秘密の保持）

第6条 設計図書、予定価格調書を取り扱う職員は、その内容が外部に漏れないようにその取扱及び保管に当たっては、細心の注意を払わなければならない。

（入札執行者）

第7条 入札の執行は、町長が委任した職員（以下「入札執行者」という。）が行う。

2 入札執行者は、補助者若干名を指名して、入札事務の補助をさせることができる。

(入札場所)

第8条 入札は、原則として町役場庁舎内において執行する。

(入札上の注意事項の掲示)

第9条 入札室には、入札上の注意事項を記載した芳賀町建設工事等入札心得（別記様式第3号）を入札者の見やすい場所に掲示するものとする。

(入札の方法)

第10条 入札執行日は、入札場所に予定価格調書及びくじ等を用意するものとする。

2 入札の順序は、原則として入札実施何の工事箇所順位によるものとする。

3 定刻になった場合は、順次入室させるものとし、この場合、指名業者名を読み上げて確認を行うものとする。

4 入札者には、入札書に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして入札執行者に提出させるものとする。

5 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。ただし、代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。

(積算内訳書の提出)

第11条 入札者は、予定価格を事前公表している工事等において、適正な見積及び積算を行ったあかしとして、入札時に積算内訳書（別記様式第4号）を入札書に同封し、提出するものとする。ただし、あらかじめ町長がその提出を不要と認めた場合は、この限りではない。

2 前項の積算内訳書に記載する金額（入札書記載価格（税抜）の欄の金額）は、入札書に記載する金額と同額とし、異なる場合は無効とする。

3 入札者が積算内訳書を提出しないとき、又は積算内訳書の内容が著しく不適當なときは、その者のした入札は無効とする。

(開札等)

第12条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

2 入札執行者は、落札者が決定したときは、最低入札（見積）者名及び入札金額を発表し、落札通知書を交付するものとする。

3 入札執行者は、開札後、入札（見積）書のうち予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を実施するものとする。

(再入札落札者)

第13条 入札執行者は、前条第3項の開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって

入札した業者名及び入札金額を発表し、落札者を決定する。

(入札回数)

第14条 入札回数は2回までとする。ただし、予定価格を事前公表する場合は、1回とする。

(再度入札の参加の制限)

第15条 最低制限価格を設けた入札において、最低制限価格を下回った価格で入札をした者は、再度の入札に参加することができないものとする。

(くじによる落札者の決定)

第16条 落札者となるべき同価格入札をした者が2人以上いる場合は、初めに「落札者を決定するくじを引く順番を決めるくじ」を引かせて、その結果により「落札者を決定するくじ」を引かせ、落札者を決定する。この場合、入札書に「くじを引いた結果落札した」旨を落札者に記名押印させるものとする。なお、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札に係る随意契約)

第17条 入札執行者は、予定価格を事前に公表しない入札の結果、最低入札価格が予定価格の制限の範囲を上回る場合において、その差が別表に定める範囲内にある場合は、最低入札者から見積書を提出させて随意契約をすることができる。

2 前項の場合において、当該最低入札者から見積書を提出させる回数は、原則として2回までとする。ただし、見積価格と予定価格との差が極めて僅少で、随意契約が成立すると認められる場合にあつては、更に1回見積書を提出させることができる。

3 前2項の規定は、第14条ただし書による場合の入札には適用しない。

(落札者がいない場合の取扱い)

第18条 入札執行者は、落札者がいない場合又は第17条各項の随意契約が成立しない場合は、次の各号による。

(1) 設計書、仕様書及び施工方法等（以下「設計図書等」という。）を再検討し、その内容が妥当であるときは、指名替えの上、指名競争入札を行う。

(2) 設計図書等の内容が妥当でないときは、直ちに修正の上、当初に執行した指名業者を変更することなく、指名競争入札を行う。

(業者の再選定)

第19条 指名替えの場合における業者の選定は、芳賀町建設工事等入札指名業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に諮り、指名業者を決定するものとする。

(入札辞退等)

第20条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届(別記様式第5号)を入札執行者に直接持参し、又は郵便等(入札日の前日までに到達するものに限る。)により提出する。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

4 前各項に掲げる以外の場合で入札しない者についての取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 不可抗力により入札できなかつた場合は、理由書を提出させて確認し、特に処分はしないこととする。

(2) 前号以外の場合は、選考委員会に報告する。

(落札後の処理)

第21条 入札執行者は、入札が終了したときは、直ちに当該入札の経過及び結果を入札記録書(別記様式第6号)に整理し、町長に報告する。

制定文(抄)

平成20年4月1日から適用する。

附 則

入札執行回数制限事務処理要領(平成3年芳賀町訓令第9号)は、廃止する。

前 文(抄)(平成25年12月6日告示第118号)

平成26年4月1日から適用する。

別表(第17条関係)

予定価格	予定価格と最低入札価格との差
3,000万円未満	{ 予定価格 × (10 / 100) } 以内
3,000万円以上1億円未満	{ 300万円 + (予定価格3,000万円を超える部分の額 × (7 / 100)) } 以内
1億円以上	{ 790万円 + (予定価格1億円を超える部分の額 × (7 / 100)) } 以内

様

芳賀町長



建設工事等請負の入札について(通知)

次により指名競争入札を行いますから入札されたく通知します。

- 1 工事等名称
- 2 工事等場所
- 3 現場説明の日時
- 4 現場説明の場所
- 5 入札執行の日時
- 6 入札執行の場所
- 7 契約保証金
- 8 その他

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(注意)

時間までに必ずお出でください。時間に遅れた時は、無効となります。

所管課

入札番号 号

予定価格調書

年 月 日

下記のとおり予定価格を決定する。

芳賀町長



記

工事等の名称		
箇所名		
予定価格	金 円	(入札書比較価格) 金 円
最低限度価格	金 円	(最低制限価格の100/108) 金 円

設計金額	金 円	うち消費税相当額 円
備考		

.....
予定価格調書

工事等の名称	
課名	

.....
別記様式第3号 (第9条関係)

芳賀町建設工事等入札心得

- 1 入札書は、工事名・入札価格・入札者の住所・氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)を記載し、押印(会社印・代表者印)する。また、透視できない封筒に入れ、当該封筒に入札者の住所・氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)を記載すること。
- 2 入札者が代理人をして入札させようとするときは、入札に関する委任状(代理人も押印)を提出すること。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 落札は、有効な入札のうち、予定価格以下で最も低い入札をしたものを落札者とする。
- 5 予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに出席入札者によって再入札する。ただし、失格者は再入札できない。
- 6 入札回数は2回までとする。ただし、予定価格を事前公表する建設工事の場合は、1回とする。
- 7 予定価格を超える金額の入札については、失格とする。
- 8 入札金額の根拠となる積算内訳書を入札書と同時に提出する。未提出者の入札は無効とする。
- 9 入札書の内容と積算内訳書(入札書記載価格(税抜)の欄の金額)は同額となり、異なる場合は無効とする。
- 10 町長が規定した入札規格条項を具備しないものは無効とする。
- 11 いったん入札箱に投入した入札書は、理由のいかんを問わず返還しない。
- 12 設計書は入札書提出前に必ず返還すること。
- 13 本工事の一般的規定は、芳賀町財務規則及び芳賀町建設工事等執行規則その他関係法令によるものとする。
- 14 当該入札についての辞退は自由とし、罰則は与えない。

入札上の注意事項

- 1 入札者は、定刻までに入札執行室に入室しなければならない。
- 2 常に静粛にし、私語は絶対に慎むこと。
- 3 入札書は明瞭に記載すること。
- 4 入札書の書換え・引換え・撤回はできない。
- 5 法令等を遵守し、公正を期すること。
- 6 入札室には関係者以外入場してはならない。

入札執行者は、上記事項のうち2、6に違反したと認めるときは、退室を命ずることが出来るものとする。

別記様式第4号(第11条関係)

積算内訳書

住 所
商号又は名称
代表者氏名



工事等(物件)名 _____

工事等(納入)場所 _____

費目・工種等	数量	単位	単価	金額(円)	備考
入札書記載価格(税抜)					

(注意) 入札書記載価格については、必ず税抜価格にて記入願います。

別記様式第5号 (第20条関係)

入 札 辞 退 届

工事等の名称 _____

上記の入札について、下記の理由により参加を辞退しますので、お届けします。

年 月 日

芳賀町長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者又は氏名



記

- 1 手持ちの仕事が多く、更に受注することが困難である。
(向こう か月程度)
- 2 受注した場合、技術者の確保が困難である。
- 3 作業員の確保が困難である。
- 4 会社(個人企業の場合には個人)の都合による。
- 5 その他()

(注意)

- ・この届は、入札執行前に契約担当課に直接持参するか、又は郵便等(入札執行日までに到達するものに限る。)により提出してください。
- ・入札を無断で辞退することがないように十分ご注意ください。
- ・辞退理由のうち、該当する番号に○を付けてください。
- ・辞退理由「1」の場合には、受注困難である月数を記入してください。
- ・辞退理由「5」の場合には、理由を簡潔に記入してください。
- ・辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。

備考 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成できるものとする。

別記様式第6号(第21条関係)

